

No.495

2026年4月1日掲載

# ゆうせい共済

本誌は紙冊子での発行をいたしておりません。



## ● 各種申請・請求書等のあて先 ※ 必ず担当名を記載してください。 ※ 郵送料は差出人負担です。

〒330-9792 ※「被扶養者担当」あては、「〒330-9793」にお願いします。  
埼玉県さいたま市中央区新都心3-1  
日本郵政共済組合 共済センター ○○担当 あて

※ 資格確認書等のみの返納は以下にお願いします。

〒330-9793 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1  
日本郵政共済組合 共済センター 資格確認書等返納係 あて

## ● ホームページ

郵政共済

検索

各種サービス内容や手続の詳細確認のほか、申請様式の取得にご利用ください。



スマートフォン対応

## ● 電話によるお問い合わせ

コールセンター

0120-97-8484

電話番号は  
お間違えのないよう  
お願いします

受付時間 午前9時～午後6時（土、日、祝日および年末年始（12/29～1/3）除く）

## Contents （目次）は 2ページです！

495号  
ハイライト

○「みらい」の募集が  
始まりました

4月からの共済掛金変更  
については3月発行の  
「ゆうせい共済特別号」で  
お知らせしています  
ぜひご覧ください！



長	短	退	任	●電子申請をご利用ください	2
長	短	退	任	●団体積立年金保険「みらい」の募集が始まりました	3
長	短	退	任	●日本郵政共済組合被扶養者認定基準が変わりました!	4
長	短	退	任	●被扶養者の取消は手続きが必要です!	5
長	短	退	任	●被扶養者の取消手続きにおける提出書類及び資格確認書等の返納について	6
長	短	退	任	●2026年度「特定健康診査受診券」をお届けします(予告)	7~8
長	短	退	任	●「健康情報」リニューアル!	8
長	短	退	任	●組合員証は使用できなくなりました! マイナ保険証について	9
長	短	退	任	●マイナンバーカードに関することはこちら!	9
長	短	退	任	●2026年度年金相談会、予約受付中!	10
長	短	退	任	●終活をサポートするサービス「郵便局の終活日和」のご紹介	10
長	短	退	任	●使ってみよう! 「電子処方せん」	10

ハイライト

共済組合の組合員は、  
**長期組合員** と **短期組合員**  
 に分かれています

**長期組合員**  
 フルタイム勤務の  
 正社員や  
 高齢再雇用社員

**短期組合員**  
 短時間勤務職コースの  
 正社員や高齢再雇用社員、  
 非正規社員  
 (アソシエイト含む) 等

本誌中の郵政会社等とは  
 次の組織を示しています。

- ① 日本郵政株式会社
- ② 日本郵便株式会社
- ③ 株式会社ゆうちょ銀行
- ④ 株式会社かんぽ生命保険
- ⑤ 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険  
管理・郵便局ネットワーク支援機構
- ⑥ 日本郵政共済組合

長短任 **電子申請をご利用ください**

ホームページから任意継続組合員になるための届出や、資格喪失証明書・組合員期間証明書などの組合員資格に関する証明書の発行申請ができます。

**届出書及び請求書**

- ① 基礎年金番号の届出
- ② 任意継続組合員になるための届出
- ③ 任意継続組合員の脱退の届出及び還付請求

**電子申請**  
 ネットで簡単♪  
 資格関係の証明書の発行申請  
 基礎年金番号・任継の届出 など

詳しくは  
 ホームページの  
 こちらをクリック!

**証明書**

- ④ 資格喪失証明書(組合員)
- ⑤ 資格喪失証明書(被扶養者)
- ⑥ 資格喪失証明書(任意継続組合員)
- ⑦ 共済組合員期間証明書
- ⑧ 被扶養者認定期間証明書

● 詳細は共済組合ホームページをご覧ください。

いつでもできるぞう!

申込用紙の  
 郵送を待たなくて  
 良いのね

トップページ ▶ 電子申請 ▶ 組合員資格に関する証明書発行申請・届出フォーム



〈総務担当〉

募集期間 2026(令和8)年4月1日(水)~7月31日(金)

※ 一時積増の申込み受付のみ2026年12月31日(木)まで。

「みらい」は将来のために準備する積立年金制度です。

※ 公的年金を補うために個人で用意する「上乗せ年金」のための保険です (一般的な積立貯金とは違いますのでご注意ください)。

予定利率  
年**1.25%**  
+ 配当率

※ 予定利率については、将来変更される場合があります

	一般型コース	個年型コース
加入年齢	満63歳未満	満55歳未満
中断 払込の全口停止	3年を限度に払込中断可能	払込中断不可
積立金の払出	積立金の一部または全額の払出可能 (契約は継続)	払出不可 (脱退して一時金の受取は可能)
保険料の 税法上の取扱い	一般生命保険料控除の対象	個人年金保険料控除の対象

※ 積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

「みらい」の申込方法

新規加入の方

共済組合ホームページに掲載の「募集号」をダウンロードし、募集号に記載の申込書に必要事項を記入の上、送付してください。

※ 一部事業所へ「募集号」を郵送しましたので、ご利用ください。

- 手続等の詳細は共済組合ホームページをご覧ください。

[コチラをクリック](#)



トップページ ▶ 人生のイベントから探す ▶ 老後に備えた貯金

既加入の方

**注意!!** 「みんなのMYポータル」からのお申込みは4月15日(水)から開始です!

口数変更、一時積増、コース追加のお手続は「みんなのMYポータル」からお申込みください(7月31日まで)。

※ 8月以降の一時積増のお申込みは共済組合ホームページや共済組合コールセンターで受付予定です。

[コチラをクリック](#)



トップページ ▶ 人生のイベントから探す ▶ 老後に備えた貯金 ▶ みんなのMYポータル

「みんなのMYポータル」に係る問い合わせ先

ID/パスワードの登録・利用方法の照会、再発行はこちら。

明治安田生命 団体積立年金保険「みらい」担当

0120-165-660 (平日午前9時~午後5時)

ID/パスワードの再発行についてはこちらでもお受けできます。

共済組合コールセンター

0120-97-8484 (平日午前9時~午後6時)



今回のお申込みで2027(令和9)年1月~開始(変更)となります

年に1度の「新規加入」、「加入口数の増口・減口」、「一時積増」の申込みです。この機会をお忘れなく!!

〈みらい担当〉

被扶養者の認定及び認定取消の基準となる認定対象者の年間収入の取扱いについて、就業調整対策の観点から、日本郵政共済組合被扶養者認定基準（以下「認定基準」という。）の一部を改定しました。

認定基準の改定の施行日

2026(令和8)年4月1日(水)

改定に伴う主な変更事項

認定対象者の収入が給与収入のみの場合は、労働契約の内容によって被扶養者認定を行うことができますようになります。

※ 給与収入以外に他の収入がある場合の年間収入の取扱いは、従前どおりです。



注意!!

認定の場合

認定の可否は、未来に向かっての1年間の年間収入見込額により判断します。認定事実の発生日が2026年4月1日(水)より前であれば改定前の認定基準、同日以後であれば改定後の認定基準を適用します。

## 認定対象者の収入が給与収入のみの場合

### これまで

認定対象者の過去の収入、現時点の収入、将来の収入見込み等から、今後1年間の収入見込みを判定していました。

#### 必要書類の例

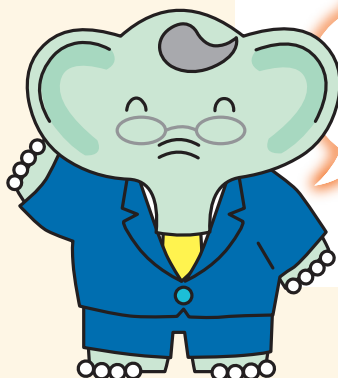
- 直近の所得証明書
- 給与等証明書
- 退職日が記載された書類

### 改定後

以下の書類で労働契約の内容を確認します。

#### 必要書類

- 労働条件通知書
  - 扶養事実申立書  
(認定対象者が給与収入のみであることの申立)
- ※ 労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等は、一時的な収入変動とみなし、年間収入に含みません。



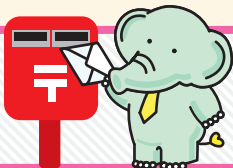
労働条件通知書が  
用意できない場合は、  
従来どおり所得証明書や  
給与等証明書で判定します

〈被扶養者担当〉

被扶養者の方に就職や引っ越しはありませんか?

年度が変わる時期は、進学や就職等、被扶養者の生活環境に変化が生じます。  
「一人暮らしを始める」「別居する」「他の健康保険に加入する」「収入が増える」等

被扶養者の認定要件を欠いた場合は、速やかにご自身で被扶養者の認定取消手続きを行ってください。



認定取消手続きの必要書類は共済センター(被扶養者担当)へ直接送付してください。  
お勤め先の総務担当の方に渡す等、所属会社を介さないようご注意ください。

① 就職に伴う取消の例

就職・他の社会保険に加入	学校を卒業して就職、あるいは他の社会保険に加入した。
送金停止・別居	被扶養者の収入より多い額の口座間送金をしていない。 同居が要件の被扶養者(※)と別居した。 (※) ① 三親等内の親族で、組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の者。 ② 組合員と内縁関係にある配偶者及びその父母並びに子。

② その他の事由による取消の例

被扶養者の方の希望	被扶養者の収入は基準額の範囲内だが、自ら国民健康保険に加入を希望している。
扶養替(共同扶養)	組合員と組合員以外の扶養義務者(以後、「他の扶養義務者」という。)の直近の源泉徴収票を比較した際、他の扶養義務者の収入が組合員の収入を上回っており、今後も他の扶養義務者の収入が多くなる見込みである。 他の扶養義務者の前年度の確定申告にて、年間収入が組合員の年間収入を上回っていた。
収入増加	パートの雇用条件変更や個人年金の収入により、年収見込が基準額以上となった。
公的年金増額改定による収入増加	公的年金が増額改定され、年収見込が基準額以上となった。
雇用保険受給開始	受給期間の長短に関わらず、日額3,612円(傷病手当金は月額108,334円以上(※)であることも要件)の雇用保険等を受給し始めた。 (※) ① 60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である者は、日額5,000円(月額150,000円以上) ② その年の12月31日時点で19歳以上23歳未満の者(組合員の配偶者等を除く)は、日額4,167円(月額125,000円以上) ②は取消日が前回基準改定の2025年10月1日(水)以降の場合に適用されます。

被扶養者の収入基準額

被扶養者認定の基準額は130万円未満です。

ただし、①60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合は180万円未満、②その年の12月31日時点で19歳以上23歳未満の者(組合員の配偶者等を除く)である場合は150万円未満です。

なお、一時的な収入変動による収入増加と認められる場合は、被扶養者として認められる場合もあります(年収の壁・支援強化パッケージ)。

※ 取消日が前回基準改定の2025年10月1日(水)より前である場合で、②に該当する方については改定前の基準が適用されます。

● 詳細は共済組合ホームページをご覧ください。 [コチラをクリック](#)



[トップページ](#) ▶ [用語から探す](#) ▶ [年収の壁・支援強化パッケージ](#)

● 認定取消手続きの詳細は共済組合ホームページをご覧ください。 [コチラをクリック](#)



[トップページ](#) ▶ [よくある手続きから探す](#) ▶ [被扶養者が減った\(取消\)](#)

〈被扶養者担当〉

提出するもの

- 【取消用】被扶養者等申告書 (1/2) 及び (2/2)
- 確認書類

被扶養者の要件を欠いた理由により異なります。  
 共済組合ホームページの「認定取消に必要な書類一覧」  
 を参照してください。

「被扶養者の要件を欠いた理由」と  
 「被扶養者の要件を欠いた年月日」  
 のご記入をお忘れなく!

郵送先

日本郵政共済組合 共済センター 被扶養者担当  
 (あて先は表紙を参照) ※ 郵送料は差出人負担です。

- 取消の手続等の詳細は共済組合ホームページをご覧ください。

[コチラをクリック](#)



[トップページ](#)

[よくある手続から探す](#)

[被扶養者が減った\(取消\)](#)

返納いただくもの

(取消をする被扶養者の方のもの)

- 有効期限内の資格確認書(※)
- 限度額適用・標準負担額減額認定証
- 限度額適用認定証
- 一部負担金等免除証明書
- 特定疾病療養受療証

(※) 有効期限が切れた資格確認書は、返納の必要はありませんので、ご自身の責任で破棄をお願いします。

こちらを返納してください

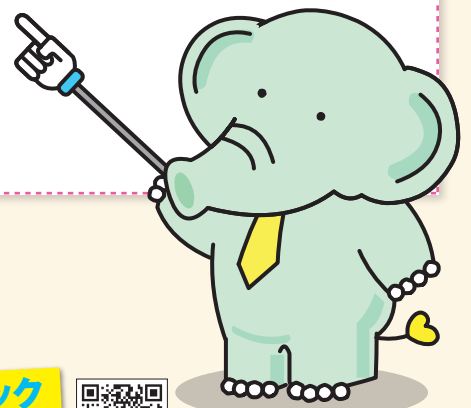
切り取り

切り取り

切り取り

返納先

〒330-9793  
 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1  
 日本郵政共済組合 共済センター  
 資格確認書等返納係 あて



〈被扶養者担当〉

資格確認書等を返納せず病院等で使用した場合、  
 共済組合負担額 (総医療費の7~9割) の返還を求めます。  
 刑法上の犯罪に該当することもあります。

- 返納の手続等の詳細は共済組合ホームページをご覧ください。

[コチラをクリック](#)

[トップページ](#)

[よくある手続から探す](#)

[資格確認書等](#)



特定健康診査（特定健診）とは

糖尿病や、脂質異常症などの生活習慣病のリスクを早い段階で見つけるための健康診断です。  
8,000円相当の受診費用が無料となる、受診券を今年度もお届けします。

特定健康診査の対象となる方

2026年度に40～74歳となる方、かつ、4月1日現在、次の①～③のいずれかに該当する方。

- ① 組合員の被扶養者 ② 任意継続組合員 ③ 任意継続組合員の被扶養者

※ 組合員本人は郵政会社等が行う定期健康診断を受診するため、特定健康診査を別に受診する必要はありません。



**注意!!**

《4月2日以降に被扶養者の方が認定された場合は??》

要件として、4月1日時点で①～③の条件を満たしている必要があります。

そのため、4月2日以降に認定された被扶養者の方は対象外となりますので、ご了承ください。

受診券の発送時期

2026年6月上旬～7月上旬ごろを予定。

受診券は、共済組合に登録されている被扶養者及び任意継続組合員のご住所あてに送付します。

※ 今年度から、組合員の住所ではなく、被扶養者の住所あてに発送する方式に変更いたしました。これにより、単身赴任等の方は、送付先変更の手続きは不要となります。

受診券の形状が変わりました!

今年は黄緑色のハガキでお届けします。

**料金後納**  
郵便

宛名にお心あたりがない場合は、はがきを開封しないでください。  
お手数ですが宛名上欄に『あて先誤り』と記入し郵便ポストに投入してください。

**親展 重要** 特定健康診査のお知らせ

2026年度の特定健康診査受診券をお届けします。  
特定健康診査の詳細は、内側に印刷されていますので、破れないよう矢印👉からゆっくりとめくってください。  
受診券は2027年3月31日までご使用いただけます。  
紛失しないよう大切に保管してください。

—差出人—  
日本郵政共済組合 共済センター 助成担当  
〒330-9792  
埼玉県さいたま市中央区新都心3-1  
☎：0120-97-8484（コールセンター）  
受付時間：平日9：00～18：00

**特定健康診査受診券（セット券）**  
202※年※月※日交付

受診券整理番号：  
受診者氏名：●●●●  
性別：  
生年月日：  
有効期限：2027年03月31日  
健診内容：特定健康診査  
その他（当日保健指導）

窓口での自己負担：特定健診（基本部分）	負担額又は負担率
特定健診（詳細部分）	負担額又は負担率
その他（保健指導）	負担額又は負担率

みほん

保険者所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心3-1  
保険者電話番号：0120-97-8484（コールセンター）  
保険者番号・名称：日本郵政共済組合

3 1 1 1 0 2 8 1

契約取りまとめ機関名：共済組合連盟 集合契約A①、A②  
(国家公務員共済組合) 集合契約B①、B②  
集合契約C

支払機関番号：94899010  
支払代行機関名称：社会保険診療報酬支払基金

当共済組合の記号は「J」（半角ハイフン）です。  
被保険者証等記号欄の入力もれにご注意ください。  
記号欄が空欄の場合、請求は自動的に返戻されますのでご了承ください。

郵便番号  
住所

**注意事項**

- この券の交付を受けたときは、すぐに、下記の住所欄にご自宅の住所を自署してください。（特定健康診査受診結果等の送付に用います。）
- 特定健康診査を受診するときは、この券を窓口へ提出するとともに、以下のいずれかにより保険資格の確認を受けてください。  
-マイナンバーカードによるオンライン資格確認（受診する施設が対応している場合）  
-マイナンバーカードによるオンライン資格情報の提示  
-マイナンバーカードと資格情報のお知らせの提示  
-資格確認書又は被保険者証
- 特定健康診査はこの券に記載してある有効期限内に受診してください。
- 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者において保存し、必要に応じ、保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。
- 健診結果（保健指導結果）のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実態調査報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上受診願います。
- 被保険者の資格が無くなったときは、5日以内にこの券を保険者へ返してください。
- 不正にこの券を使用した者は、罰法により罰則として拘禁刑の処分を受けることがあります。
- この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者へ差し出して訂正を受けてください。
- ※ 特定健康診査の延長特定保健指導の対象となった場合であって、この券を用いて健診当日から1週間以内に特定保健指導を利用するときは、以下をご注意ください。
- 医療機関に受診中の場合、主治医に特定保健指導を受けてもよいかどうかを確認してください。
- 窓口での自己負担は、原則、健診当日（特定保健指導開始時）に金額をお支払い頂きます。なお、全額集収できない場合は、次回利用時以降にもお支払い頂きます。
- 特定保健指導の実施結果は保険者において保存し、必要に応じ、次年度以降の保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。

受診券の使用期間

2027年3月31日（水）まで使用可能

受診方法

お届けする受診券（ハガキ）に受診方法を掲載します。



● 詳細は共済組合ホームページをご覧ください。

**コチラをクリック**



- トップページ ▶ 福祉事業 ▶ 保健事業 ▶ 健康増進 ▶ **特定健康診査**

〈 助成担当 〉

## 受診券「早期（個別）発行対応」をします

- 受診券の発行・送付時期よりも前に受診をしたいというような場合は個別対応をします。

### 申込み方法

**2026年4月30日（木）**までに、

右の二次元コード「特定健診受診券発行等専用フォーム」から早期（個別）発行の申込みを行ってください。

例年、多くの方にお申し込みいただき、申込み後、受診券がお手元に届くまで、概ね2週間程度かかります。

早期受診をご希望の方は、余裕をもってお申し込みをお願いします。



ユーザー名 yuseikyosai

パスワード

「保険者番号8桁」(※)

※ ご不明な場合は共済組合コールセンターにお問い合わせください。



〈助成担当〉

- 詳細は共済組合ホームページをご覧ください。

こちらをクリック



トップページ

福祉事業

保健事業

健康増進

特定健康診査

日本郵政共済組合コールセンター  0120-97-8484

## ホームページ掲載の「健康情報」をリニューアルしました!

2026年度は、昨年度ご好評いただいた「ココカラ習慣であなたをチェンジ」に続く、さらに充実した内容の新健康情報をお届けします。

毎月一つずつ新しいコンテンツを追加し、健康に配慮したレシピも掲載します。

組合員の皆さまはもちろん、ご家族の皆さまの健康づくりにぜひお役立てください。



〈助成担当〉

- 詳細は共済組合ホームページをご覧ください。

こちらをクリック



トップページ

福祉事業

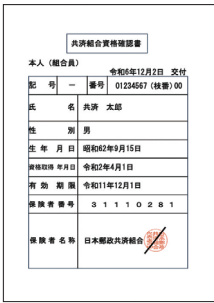

保健事業

健康増進

健康情報

# 長短任 組合員証は使用できなくなりました! マイナ保険証について

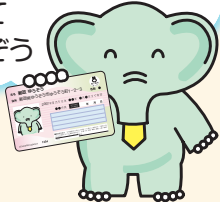
組合員証や被扶養者証は2025年12月2日(火)から使用できなくなりましたので、医療機関を受診する際はマイナ保険証又は資格確認書を使用してください。

	資格確認書	資格情報お知らせ
対象者	<p><b>マイナ保険証利用登録なし</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカードを作成していない方</li> <li>マイナンバーカードを持っているが健康保険証としての利用登録をしていない方</li> </ul>	<p><b>マイナ保険証利用登録あり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカードを作成していて健康保険証として利用登録している方</li> </ul>
申請	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>初回のみ申請不要</b> 次回更新から申請が必要です。 ※ マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障がい者は、交付申請を行うことで次回から申請不要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>申請不要</b> (再発行を除く)</li> </ul>
交付方法	共済組合に登録されている住所あてに <b>簡易書留郵便で郵送</b>	
交付時期	共済組合において対象者の方のマイナ保険証の登録状況等を確認後、少なくとも <b>12営業日程度</b> の期間を要します。	
イメージ	ハガキサイズ 	A4サイズ 
使用方法	医療機関等の窓口でご提示ください。	医療機関等の窓口で、 <b>マイナ保険証と併せて</b> ご提示ください。 ※ 単体では受診することができません。
有効期限	資格確認書に印字されています。(最大で5年間)	なし
	資格喪失した場合は無効になります。	
申請用紙	亡失、破損、汚損等による再発行の場合は、 様式「資格確認書等再交付申請書」をご提出ください。 (注) 再交付の申請をされる方は、再交付対象者の現在の「マイナ保険証利用登録状況」によって再交付される証書が変わりますので、予めご注意ください。	

〈被扶養者担当〉

## 長短任 マイナンバーカードに関することはこちら!

病院に行くときは  
マイナンバーカードを持って  
行くぞう



マイナンバーカードは  
取得されていますか?

マイナンバーカードを  
受け取るには申請が  
必要です。(外部リンク)

詳しくは  
こちらを  
クリック



マイナンバーカードを  
健康保険証として登録  
はお済みですか?

健康保険証としての  
登録が必要です。  
(外部リンク)

詳しくは  
こちらを  
クリック



**セブン銀行ATMでも申込できます!**

マイナンバーカードに関する詳細については、以下のウェブサイト等をご覧ください。

マイナンバーカード総合サイト  
(外部リンク)

詳しくは  
こちらを  
クリック



おかけ間違えのないように  
ご注意ください

マイナンバー総合フリーダイヤル  
(地方公共団体情報システム機構)

**無料**

マイ ナンバ ー  
**0120-95-0178**

平日 9:30~20:00 土・日・祝 9:30~17:30 (年末年始を除く)



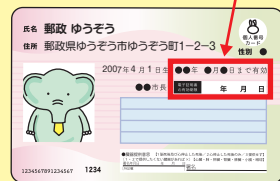
**注意!!**

マイナ保険証等の有効期限は  
切れていませんか?

マイナンバーカード本体の  
有効期限

発行日から10回目の誕生日  
(未成年者は5回目)まで  
有効期限はカードに記載があります。

こちら!



紛失・盗難などによるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付!

〈被扶養者担当〉

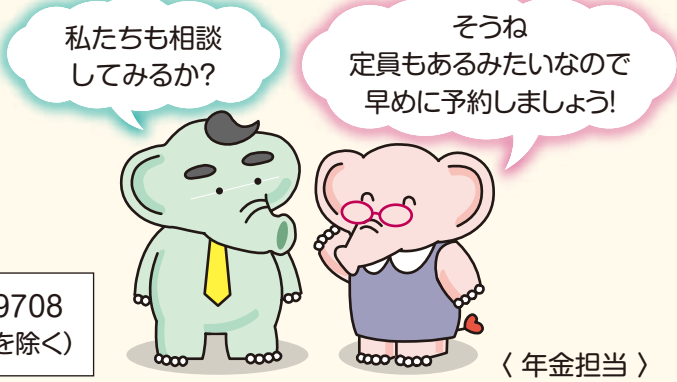
# 長短任 2026年度年金相談会、予約受付中!

国家公務員共済組合連合会(KKR)では、組合員や年金受給権者の皆さまの年金額の試算や請求手続など、厚生年金に関する様々な相談に応じるため、今年度も全国各地で年金相談会を開催いたします。

項番	開催地	開催日(2026年)	開催会場
1	鹿児島県(鹿児島市)	4月17日(金)	JR九州ホテル鹿児島
2	北海道(札幌市)	4月24日(金)	ホテルポールスター札幌
3	宮城県(仙台市)	5月22日(金)	仙台ガーデンパレス
4	広島県(広島市)	5月29日(金)	広島ガーデンパレス
5	愛知県(名古屋市)	6月5日(金)	KKRホテル名古屋
6	福岡県(福岡市)	6月19日(金)	KKRホテル博多
7	大阪府(大阪市)	7月17日(金)	KKRホテル大阪
8	静岡県(静岡市)	7月31日(金)	中島屋グランドホテル
9	香川県(高松市)	9月11日(金)	ホテルマリンパレスさぬき
10	新潟県(新潟市)	9月18日(金)	ホテルオークラ新潟

(※) 全国年金相談会以外にも、ご自宅などから年金相談ができる「KKR おうちでオンライン年金相談」も実施中です!

年金相談会は、電話又は郵送による**事前予約が必要**です。予約方法等の詳細については、KKRホームページ又は下記の問合せ先にてご確認ください。



**コチラをクリック**

KKR年金相談会

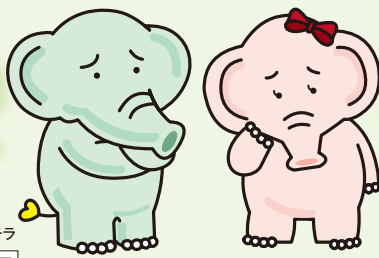


◎ 年金相談会予約受付専用電話 TEL : 03-3265-9708  
受付時間 : 午前9:30~午後5:30 (土日祝日・年末年始を除く)

〈年金担当〉

## 終活をサポートするサービス「郵便局の終活日和」のご紹介

生前に相続対策とは 聞くけれど、対策ってどうすればいいの…?



両親のことが心配だけど、自分のことも大変だし、相談先があれば…

こんなお悩みありませんか?

郵便局の終活日和では、「これからの生活」について相談可能です。

郵便局の終活日和



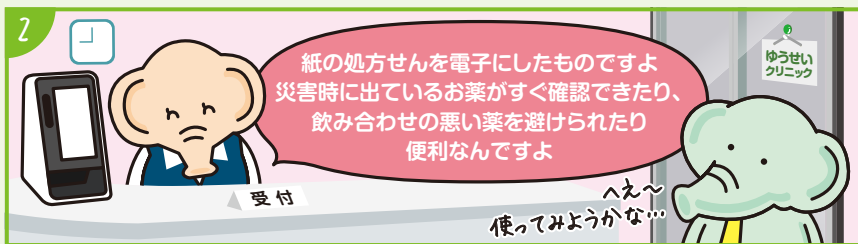
日本郵便 / 生活相談ダイヤル

0120-65-3741

相談無料※

受付時間：平日9時～20時(土日祝・年末年始を除く) ●パンフレットやWebサイトに掲載されている利用規約を御確認の上、お電話ください。  
※当社が紹介した提携事業者と契約し、サービス提供を受ける際には費用が発生します。

## 使ってみよう! 「電子処方せん」



処方せんの情報を電子化し、医療機関・薬局が、あなたのお薬情報を安全にやり取りできる仕組み「電子処方せん」が始まっています。「電子処方せん」を使用すると、お薬の受け取りが便利になるなどのメリットがあります。

◆ 詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。



厚生労働省  
説明動画